

十一
平成二十三年政令第四百二十一号
出入国管理及び難民認定法及び日本国との
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者
等の出入国管理に関する特例法の一部を改
正する等の法律の施行に伴う関係政令の整
備及び経過措置に関する政令抄
内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国
との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等
の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等
の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に
伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二
十六年政令第三百三十九号）第二条第五号ロ、第六
一条の三の二第五項、第六十一条の八第一項、
第六十一条の八の二、第六十七条、第六十七条の
一、第六十八条第二項、第六十九条及び第六十九
条の三並びに関係法律の規定に基づき、並びに出
入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約
に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理
に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施
するため、この政令を制定する。

第二章 經過措置

第一項の二、第六十一条の八の二、第六十七条、第六十七条の二、第六十八条第二項、第六十九条及び第六十九条の三並びに関係法律の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施するため、この政令を制定する。

第二章 简介

附 貝

第

出された写真二葉のうちの一葉を法務大臣に交付するものとする。

市町村の長は、前項に規定する申請があつた後に、当該申請をした予定中長期在留者から旧外国人登録法第八条第一項又は第二項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る変更登録申請書の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとする。

市町村の長は、第一項に規定する申請があつた後に、旧外国人登録法第十条第一項の規定による登録をしたときは、その旨を法務大臣に通知するものとする。

(改正法附則第十六条第一項の申請とみなされる申請があつた場合等の市町村の事務)

第十七条 市町村の長は、予定中長期在留者から、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）の一月前から改正法施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請があつたとき（当該申請に係る外国人登録証明書を交付するのを除く。）は、当該予定中長期在留者から提出された旅券及び旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請に係る外国人登録申請書又は旧外国人登録法第七条第一項の規定による申請に係る外国人登録証明書交付申請書の写しを作成し、当該写し及び当該予定中長期在留者から提出された写真二葉のうちの一葉を法務大臣に交付するものとする。

市町村の長は、前項に規定する申請があつた後に、当該申請をした予定中長期在留者から旧外国人登録法第八条第一項又は第二項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る変更登録申請書の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとする。

市町村の長は、第一項に規定する申請があつた後に、旧外国人登録法第十条第一項の規定による登録をしたときは、その旨を法務大臣に通知するものとする。

(改正法附則第十七条第一項等の届出の経由に係る市町村の事務)

第十八条 市町村の長は、改正法附則第十七条第一項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。以下この条において同じ。）又は改正法附則第十八条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）又は改

四 当該届出

二 届出をした
一ド（入管
ードをいう。
届出をした中
第一条第一項第
当するときは
旧外国人登録

第三回 田舎町の「本」に現れる「本」とは、法門院の法門項目に記載された規範を指す。規範は、法門院の規範を指す。規範は、法門院の規範を指す。

卷之三

改正附則第八条第二項に於ける「七第二項の規定に依る場合」を「改正附則第七条第一項に於ける「中「在留力い」とする。」に改め、改めて「日本の国籍を有する特例法の一年法律第七条前項の外国人登録五号」に規定する「登録証明書」とあるのは、「(仮住民票の作成)」とする。

（仮住民票の作成）

第二十条 市町村を改正する法(以下「市町村登録法」と呼ぶ。)附則第三条の規定したときは、外国人によるものとする。

一 氏名、生年月日は入管法第二十一条の規定する事項である。

二 旧外国人書の登録番号の長に使用される。十五に規定する法務大臣による法務省令、法務官による電気子号に掲げる事項である。

一条答
登録號

る通知は、法務大臣によるもので、法務大臣に規定する方法により、法務大臣に通知する。法務大臣の通知は、法務大臣の電子計算機（入出力用回線を通じて法務大臣に送信する方法を除く）に規定する方法によつて、法務大臣に規定する方法によつて、法務大臣に通知する。

登録證明の地域及び
磁的記録によることによ
り、住民票に
一日において
十一条の四
第一項各
ものとす
が市町村
装置を含
大臣の使
この他の総
行うもの

Digitized by srujanika@gmail.com

し、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第九条の二第一号

十五年政令第五百七号)第二十二条第一項第一号及び第二項第一号(「これらの規定を同令

第二十八条において準用する場合を含む。)

三 公文書等の管理に関する法律施行令第二十条第一項第一号

前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則（平成二四年六月一五日政令第一六四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

(施行期日) 第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の

施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則（平成二九年二月一五日政令第一九号）抄

(施行期日) 第一条 この政令は、整備法の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

附 則（平成三一年三月一五日政令第三八号）抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一九日政令第二九二号）抄

(施行期日) 第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律(次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。)から施行する。